

平成 30 年 11 月 27 日

所管長 各位

粕屋町長 箱 田 彰

## 平成 31 年度（2019 年度）予算編成方針について

平成 31 年度の予算編成は、本方針に基づいて行うものとします。

### 記

#### 1. 平成 31 年度予算編成の方式について

本町の予算編成については、歳入予算の範囲内で歳出予算を編成するという原則のもと、平成 29 年度から枠配分方式を導入し、平成 30 年度も同方式による編成を行いました。枠配分方式では、財政主導の予算編成から事業をより理解している担当課による自主的な予算編成となるため、住民により近い視点で事務事業の見直しができることや職員のコスト意識の向上が期待され、限られた財源を効果的・効率的に配分することが可能となります。

しかし、枠配分導入後、コスト意識の向上が図られるなど、一定の効果はみられたものの、事務事業の見直しが十分に行われたとは言えず、財源の効果的な配分という期待した成果が得られなかったこと、人口が増加し続けている本町では人口増に伴う必要経費が増加し、配分された枠予算内で経常的な経費を賄うのは限界があること、また、税制改正等の状況の変化への柔軟な対応や全庁的な視点での財源調整をするには積上方式が適していることなど、こうした状況を踏まえて編成方式を再検討した結果、積上方式にすることにしました。

積上方式では、各課において必要な経費を積み上げて予算の原案を作成し、財政担当がこれを査定するとともに予算全体の収支を調整します。予算の枠はなくなりますが、財源が限られていることに変わりはないため、事業の必要性の再検討、経費の精査等を行うなど職員一人ひとりがコスト意識を持って経費の縮減に努めたうえで予算要求を行ってください。

#### 2. 本町の財政状況

##### (1) 平成 29 年度普通会計決算の状況

平成 29 年度普通会計（一般会計＋住新特会）決算では、歳入歳出差引額から翌年度繰越財源を控除した額である実質収支が約 4 億 7 千万円の黒字となりました。

歳入については、前年度から町税が約 1 億 5 千万円増加した一方で地方交付税が約 1 億 2 千万円の減となりましたが、地方消費税交付金の増加などもあり、一般財源は約 1 億 1 千

万円の増となりました。その他、ふるさと納税や町債の増加により、歳入総額は約7億9千万円の増となっています。

歳出については、障害者（児）サービス事業費や子ども医療費助成拡大による助成金の増加などにより、前年度から扶助費が約2億2千万円の増、校舎増築工事や小中学校トイレの大規模改修工事の実施などにより、普通建設事業費が約5億3千万円の増、給食センター運営費の支払などにより物件費が約2億2千万円の増、その他として公債費や人件費の増加などもあり、歳出総額は約9億2千万円の増となっています。

基金については、三基金へ約2億3千万円積み立てることができましたが、公共施設整備基金は、施設更新経費の財源として見込んでおり、今後、毎年10億円以上の施設更新費がかかると試算されていることから、更なる積立てが必要です。

### ■三基金残高の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
財政調整基金	1,457,110	1,645,040	1,652,831
減債基金	177,611	177,796	177,999
公共施設整備基金	596,026	796,647	1,022,087
計	2,230,747	2,619,483	2,852,917

町債残高は前年度から約1億3千万円増加したものの、交付税措置がある臨時財政対策債残高の増加によるものであり、通常債残高は減少しています。公債費は平成26年度実施の大川小・粕屋中の増築及び大規模改造工事、小中学校のエアコン設置工事などの償還が開始されたことにより前年度から約1億円の増となりました。公債費の増加は予算を圧迫するため、低い方が理想的ではありますが、町債の発行を抑制するばかりではなく、事業実施の必要性に応じて適正に町債を発行することも必要です。

なお、現在のところ、町債残高、公債費ともに早期の対応が必要な状況ではありません。

### ■町債残高及び公債費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
町債残高	10,632,018	10,488,917	10,622,126
(うち臨時財政対策債)	6,472,901	6,676,541	6,832,034
公債費	1,026,607	1,027,671	1,132,656

#### 【臨時財政対策債とは】

平成13年度から特例的に普通交付税の振替として発行されている地方債で、元利償還金相当額が後年度に地方交付税の基準財政需要額に算入される。

財政の健全性を示す財政健全化判断比率について、地方債の返済額の大きさを表す実質公債費比率は前年度から0.1ポイント上昇しましたが、負債の大きさを表す将来負担比率

は下水道企業債残高の減少により下水道事業会計への繰出予定額が減少したことや将来負担額から控除できる基金残高の増加に伴い実質的な将来負担額が減少したことなどにより13.5ポイント下がりました。両比率ともに国が示す早期健全化基準を大きく下回っており、健全性は確保されています。

■健全化判断比率の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実質公債費比率	11.4%	10.7%	10.8%
将来負担比率	5.9%	19.0%	5.5%

その他の財政指標について、財政運営の自主性の大きさを表す財政力指数は比較的良好な値を示していますが、財政の柔軟性を表す経常収支比率は、物件費や扶助費などの経常的な経費が増加したことなどにより2.7ポイント上昇しており、財政の硬直化が進み、道路や生活基盤整備などの投資的事業にまわす余力に乏しい状況となっています。

■その他財政指標の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
財政力指数	0.82	0.84	0.85
経常収支比率	86.8%	90.3%	93.0%

(2) 今後の見通し

平成 30 年度当初予算については、平成 29 年度から引き続き枠配分方式による編成とし、基金の取崩しを行うことなく歳入の範囲内で予算を編成することを目指しましたが、財源が捻出できず、財政調整基金から約 2 億 4 千万円を取り崩す結果となりました。現在までの補正予算時の余剰財源によって若干取崩しが解消されたものの、いまだ 2 億円以上取り崩した状態であり、決算時において基金取崩しが解消できるか不透明な状況です。

平成 31 年度以降の歳入見通しについて、町税は人口の増加に伴い今後も増加が見込まれます。地方交付税は人口の増加などに伴い、基準財政需要額は一定の伸びが見込まれるものの、税収の増加により基準財政需要額を上回る基準財政収入額の伸びが予想されることや国の財政状況を考慮すると減少傾向になると考えられます。平成 31 年 10 月 1 日からの消費税増税により、歳入である地方消費税交付金は増加になりますが、消費税の支払や幼児教育の無償化に伴う負担などが発生するため、交付金の増加分は相殺されると見込んでいます。その他の各種交付金は横ばいが予想されることから、一般財源総額として考えると大幅な増加は期待できない状況です。

一方で歳出見通しについては、扶助費等の社会保障関連経費の増加に歯止めがかからず、今後も増加していくのは間違いありません。人件費については、慢性的な人員不足のため正規職員を増員する方針としており、増加が見込まれます。嘱託・臨時職員については、現在の人員不足を補うためにやむを得ず任用している状況ではありますが、その人数が正

規職員を上回るほど増加しており、平成 32 年度から導入される会計年度任用職員制度によって経費が増大することとなります。また、公共施設の老朽化が進み、毎年、修繕工事に多くの経費を費やしていますが、今後は大規模改修や建替え更新が必要となり、多大な経費がかかると見込まれます。

決算ベースにおいては比較的健全な財政運営が行われているといえますが、予算編成では、毎年財源の捻出に苦慮しているのが現状です。また、見通しのおおりに、歳出の増加見込みに対し、その財政需要に見合った歳入の伸びは期待できず、基金も現状では不足していることから、今後の財政運営も厳しい状況が続くと考えられます。

○今後予定されている主な事業

■保育所老朽化対策	■庁舎空調更新	■中央小大規模改造
■町営住宅バリアフリー化	■旧焼却場解体	■阿恵遺跡整備
■水鳥橋復旧	など	

3. 一般財源歳入見込み

平成 31 年度の一般財源歳入見込額は以下のとおりで、前年度当初予算額から約 1 億 3 千 600 万円増加すると見込んでいます。

町税は人口の伸びに伴う納税義務者の増加や過去の決算状況等から精査した結果、前年度から約 1 億 8 千 700 万円の増加が見込まれますが、臨時財政対策債を含めた地方交付税は税收の増加見込みに加え、平成 30 年度の決算見込みなどから試算した結果、1 億 1 千万円の減額としています。地方消費税交付金は増税に伴い 7 千万円の増としていますが、前述したように交付金の増加分は相殺される見込みであり、実質的な一般財源の増加額は 7 千万円程度になります。

(単位：千円)

一般財源区分	平成 31 年度 見込額	平成 30 年度 当初予算額	比較
町税	6,424,777	6,237,557	187,220
現年度分	6,386,277	6,191,957	194,320
滞納繰越分	38,500	45,600	▲7,100
地方交付税	900,000	1,000,000	▲100,000
臨時財政対策債	500,000	510,000	▲10,000
譲与税・交付金	1,083,000	1,021,000	62,000
うち地方消費税交付金	870,000	800,000	70,000
財産収入	8,227	8,226	1
繰越金	300,000	300,000	0
その他	14,000	17,365	▲3,365
合計	9,230,004	9,094,148	135,856

## 4. 予算編成の基本方針

### (1) 基本的な考え方

「第5次粕屋町総合計画」は、粕屋町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための最上位計画であり、今後のまちづくりの方向性を示すとともに粕屋町のすべての行政分野における計画の指針となっています。本計画に掲げる指標を達成し、まちの将来像である「心かよいあうスマイルシティかすや」の実現に向けて施策の着実な推進に努めるとともに、厳しい財政状況下において、全庁的な事務事業の見直し等徹底した行財政改革に取り組み、持続可能な財政基盤の確立を図るものとします。

### (2) 基本方針

- ① 「第5次粕屋町総合計画」に掲げられた施策の推進を図り、指標達成に向けた所要の予算措置を講じること。また、要求する事務事業は実施計画に計上されたものとし、計画の内容と予算の整合性を図ること。
- ② 町長の公約として掲げる事業を優先的に検討し、適切に対応すること。
- ③ 通年予算を原則とし、必要な経費については補正予算に依ることなくすべて当初予算に計上すること。なお、補正予算は原則として9月、12月、3月に実施する。
- ④ 行政評価等を活用した事務事業の見直しや経費の縮減、アウトソーシングを検討し、前例を踏襲せず、すべての経費をゼロベースで精査のうえ算出すること。
- ⑤ 新規事業や既存事業の拡大に伴う予算計上については、ペイ・アズ・ユー・ゴーの原則により、計上する事業規模と同程度の既存事業の廃止・縮小・凍結等の見直し及び財源の確保を検討すること。
- ⑥ 経常的な経費については、やむを得ないものを除きゼロ・シーリングとする。
- ⑦ 議会や監査委員の指摘事項については十分検討し、適切に対応すること。
- ⑧ 国の予算概算要求等の動向を十分に把握し、国・県補助金、交付金等の有効活用など、迅速かつ適切に対応すること。
- ⑨ 町税等の収納率向上、保有財産の有効活用、受益者負担の適正化などにより財源の確保に努めること。
- ⑩ 町債の発行については、将来の財政運営に及ぼす影響から交付税措置を有するものを原則とするが、年度間における負担の平準化の観点から、効率的な活用を検討すること。
- ⑪ 公共施設については、施設の保有量・配置の最適化や長寿命化の検討、コストの縮減を図ること。
- ⑫ 特別会計及び企業会計については、一般会計に準じて予算を編成するものとし、厳しく節減に努めること。特別会計への繰出金及び企業会計への補助金については、一般会計に多大な影響を及ぼしているため、独立採算での運営を基本とすること。また、安易に一般会計に依存することなく、税金・料金の改定も検討するなど自主財源の確保に努めること。

### (3) 平成31年度の重点施策

本町は、全国的に人口減少や少子高齢化が進行するなかで、人口が年々増加し、直近の総務省の住基人口調査においては、人口増加数と自然増加数が町村の部で最も多くなっており、2025年の国勢調査では市制の要件である5万人を超えると見込まれています。また、高齢化率が低く、子育て世代や子どもが多く暮らしているなど、若く活気あふれる町となっています。

一方で、近年頻発する自然災害への対策や待機児童の増加、施設の老朽化など、取り巻く課題は山積みしており、早急な対応が求められています。

このような状況のもと、総合計画を着実に推進し、町長が掲げる4つの公約「子育てしやすいまちづくり」「住みやすいまちづくり」「誇れるまちづくり」「安心して生活できるまちづくり」を実現するため、重点施策を次のとおりとし、職員一丸となって全力で取り組むこととします。

#### ◇ 公約に基づき、以下の施策を実施します

##### ◎ 子育てしやすいまちづくり

- ・ 保育所の緊急老朽化対策を実施します
- ・ 学校施設の整備を実施します

粕屋西小学校学童保育所増設、仲原小学校第1期大規模改造工事など

- ・ スクールロイヤール（学校弁護士）を活用し、安心・安全な学校環境づくりに努めます

##### ◎ 住みやすいまちづくり

- ・ ふれあいバスの運行を充実します
- ・ バス停など公共の場にベンチを設置します
- ・ 介護予防事業を推進します

##### ◎ 誇れるまちづくり

- ・ 水鳥橋の復旧に取り組みます

##### ◎ 安心して生活できるまちづくり

- ・ 防災対策を進めます

ブロック塀改修、ため池耐震診断、防災マップ作成など

#### ◇ 第5次粕屋町総合計画後期基本計画の策定に着手します

#### ◇ 公共施設の長寿命化計画を策定します

#### ◇ 酒殿駅南土地地区画整理事業を進めます

(4) 予算要求及び執行の留意事項

- ① 新規事業の予算を要求する場合については、町長決裁のうえ計上すること。
- ② 歳出における頭出し千円の計上は原則として行わない。(歳入は計上する)
- ③ 平成 32 年度から会計年度任用職員制度が導入されるため、嘱託・臨時職員の必要性を十分検討したうえで、適正な人員配置に努めること。なお、嘱託・臨時職員の予算計上は「雇用計画ヒアリング」により協議した内容に基づくものとする。
- ④ 職員人件費(嘱託含む)は総務課提供資料に基づき、原課で入力すること。ただし、一般会計の時間外手当のみ、経営政策課において入力する。
- ⑤ 一般会計の時間外手当は管理職を除く職員給料の 7%以内の予算を確保したうえで配分する。特別会計及び企業会計については、時間外手当予算の縮減に努め、過去の執行状況等から適正な予算を計上すること。
- ⑥ 時間外勤務の命令については、配当予算がない場合は行ってはならず、休日勤務は代休とするなど、予算配当内での命令を徹底すること。また、業務分担の見直しや業務改善を徹底して行い、時間外手当の削減に努めること。
- ⑦ 消費税率については平成 31 年 10 月 1 日以降の支払分を 10%で計上するが、9 月 30 日までに資産の譲渡や役務の提供があったものについては、支払が 10 月 1 日以降であっても 8%で計上する。なお、軽減税率、経過措置が適用される経費については、制度を各自確認し考慮すること。
- ⑧ 町が単独で実施している扶助費については所得制限の設定、対象者の見直し、廃止を含め、段階的に見直すこと。
- ⑨ 各種団体への補助金については要綱等に基づき適正に計上すること。また、制度創設当初の事業目的・効果を再検証し、積極的に見直すこと。
- ⑩ 人件費や光熱水費等の縮減のため、施設の開館時間の必要性を検証し、場合によっては開館時間の短縮も検討すること。
- ⑪ 電算システムの改修に要する経費は制度改正に伴うもののみとし、機能向上や利便性を追求するための改修は費用対効果が認められるものを除き、原則として認められない。なお、新規導入や更改に要する経費は経営政策課と事前協議すること。
- ⑫ 各種計画の策定については安易な委託をせず、委託する場合においても範囲を狭めるなど必要最小限とすること。
- ⑬ 工事費等については設計段階で全体を十分に把握して予算計上し、執行残による安易な追加発注は行わず、補正予算にて減額するなど適正に処理を行うこと。
- ⑭ 視察研修については廃止を含めた検討を行い、段階的に見直すこと。
- ⑮ 使用料・手数料・負担金等については対象や料金水準が適正であるかを検証し、負担の公平性の観点から適正化を図ること。特に、長年にわたり料金等の改定が行われていないものについては早期の見直しを検討すること。
- ⑯ 予算消化による切手、消耗品等の年度末購入は行わないこと。
- ⑰ 新たな財源の確保のため、広告料等による収入を検討すること。  
【例：ふれあいバス、公用車、印刷物への広告掲載など】
- ⑱ 安易な流用は厳に慎むこと。また、流用後の発注を徹底すること。